

指定障害福祉サービス事業所

特定非営利活動法人 りあらいず和 スマイルグリーンホーム
「指定共同生活援助」（介護サービス包括型）重要事項説明書

あなたに対する「指定共同生活援助」サービス提供開始にあたり、平成 24 年岐阜県条例第 85 号第 184 条（第 9 条第 1 項準用）に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

事業者名	特定非営利活動法人 りあらいず和
所在地	岐阜県郡上市八幡町初納字堂前 397 番地
電話番号	TEL 0575-65-5582 FAX 0575-65-3421
代表者氏名	理事長 山口 佐織
設立年月	平成 19 年 2 月 15 日

2. 利用施設

事業所の種類	指定共同生活援助 平成 26 年 3 月 1 日指定
事業所の名称 (事業所番号)	特定非営利活動法人 りあらいず和 スマイルグリーンホーム (2121000455)
事業所の所在地	岐阜県郡上市八幡町初納字堂前 430 番地 1
連絡先	TEL 0575-66-0701
管理者	岩尾 和博
サービス管理責任者	山口 佐織
主たる対象者	知的障害者（18 歳未満の者を除く） 精神障害者（18 歳未満の者を除く） 身体障害者（18 歳未満の者を除く）
定員	指定共同生活援助 8+-名
開設年月日	平成 26 年 3 月 1 日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定共同生活援助の提供を確保することを目的とします。
運営方針	利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第10項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施 設

建物	構 造	木造平屋建
----	-----	-------

(2) 主な設備

	部屋数	備 考
事務所	1	18.14 m ²
キッチン	1	12.42 m ²
トイレ	3	4.97 m ² 、4.15 m ² 、4.15 m ²
食堂・居間	1	36.4 m ²
相談室	1	9.95 m ²
浴室	1	7.18 m ²
洋間 個室	9	9.94 m ²
宿直室	1	9.94 m ²
ランドリー	1	5.4 m ²

当事業所では、平成24年岐阜県条例第85号の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、週1回～2回訪問し利用者への相談、支援、施設管理を行う。また法令等において規定されている指定共同生活援助の実施に関し、世話人や職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名(常勤職員)

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助等を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成すること。
 - (ウ) 共同生活援助計画の原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した共同生活援助計画を記載した書面を利用者に交付すること。
 - (エ) 共同生活援助計画作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて共同生活援助計画を変更すること。
 - (オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
 - (キ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (3) 世話人 2名（非常勤専従職員2名）
世話人は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、適切に援助する。
 - (4) 生活支援員 2名（常勤兼務職員1名、非常勤兼務職員1名）
生活支援員は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、前号に規定する世話人と協同して、適切に援助する。
 - (5) 夜間従事者 7名
（常勤専従職員5名、常勤兼務職員1名、非常勤兼務職員1名）
夜間従事者は、夜間における相談及び介護等について、3号及び4号に規程する世話人、生活支援員と協同して、適切に援助する。

6. サービス提供の内容

- (1) 訓練等給付費対象サービス内容
 - (ア) 共同生活援助計画の作成
 - (イ) 利用者に対する相談
 - (ウ) 食事の提供
 - (エ) 健康管理・金銭管理の援助
 - (オ) 余暇活動の支援
 - (カ) 緊急時の対応

- (キ) 日中活動の場等との連絡・調整
- (ク) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (ケ) 夜間における支援
- (コ) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (イ) から (ケ) に附帯するその他必要な援助、支援、家事、相談、助言。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

- (ア) 家 賃 月 額 41,500 円

ただし、法第 34 条第 2 項において準用する法第 29 条第 5 項の規定により特定障害者特別給付費が事業者に支給された場合は、当該特定障害者特別給付費を控除した額とする。

- (イ) 光熱水費 月 額 14,000 円

- (ウ) 食材料費 月 額 27,000 円

- (エ) 日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用
であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

<サービスの概要>

全てのサービスは、「共同生活援助計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費対象サービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 利用料金のお支払方法

利用料金は 1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 下記指定口座への振込み

十六銀行八幡支店 普通預金 1298052

② 金融機関口座からの口座振替

ご利用できる金融機関：各種金融機関

8. 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、8:30~17:30です。

- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・窓口担当者 岩尾 和博 ・ご利用時間 8:00~17:00 ・電話番号 0575-65-5582 F A X 0575-65-3421
郡上市役所 社会福祉課	・所在地：岐阜県郡上市島谷 228 番地 ・電話番号：0575-67-1811

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 岩尾 和博 ・ご利用時間 8:00~17:00 ・電話番号 0575-65-5582 F A X 0575-65-3421
------------------	---

11. 協力医療機関

(1)

医療機関の名称	杉下医院		
医 院 長 名	杉下 総吉		
所 在 地	岐阜県郡上市八幡町五町 3-15-2		
電 話 番 号	0575-67-2177		
診 療 科	内科・循環器科	入 院 設 備	無

(2)

医療機関の名称	俊齒科医院		
医 院 長 名	松本 俊廣		
所 在 地	岐阜県郡上市八幡町小野 4 丁目 1-30		
電 話 番 号	0575-66-0186		
診 療 科	歯科	入 院 設 備	無

(3)

医療機関の名称	郡上こどもと地域のクリニック		
医 院 長 名	松久 雄紀		
所 在 地	岐阜県郡上市八幡町小野 3 丁目 62-3		
電 話 番 号	0575-67-9388		
診 療 科	小児科	入 院 設 備	無

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める、消防計画書に則り、年 2 回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有 ・非常用電源 有 ・室内防火栓 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食料・飲料水応急対応分） （その他、携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
消防計画	消防署への届出日： 令和 5 年 6 月 防火管理者： 伊佐地 文
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：あいおいニッセイ同和損保 加入保険内容：福祉施設普通火災保険

13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

障害者以外の者の雇用	生産活動における作業員として障害者以外の者の雇用をする場合があります。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	全館禁煙です。施設外の所定の場所で喫煙願います。

貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。 自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況
実施していません。

令和 年 月 日

指定障害者福祉サービス共同生活援助サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：特定非営利活動法人りあらいず和
スマイルグリーンホーム

説明者職名：管理者 氏名：岩尾 和博

-
私は、本書面に基づいて事業者から指定障害者福祉サービス共同生活援助サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：
氏 名： 印

代理人住所：
氏 名： 印
続 柄：